

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

国見町長

市町村名 (市町村コード)	国見町 (7303)
地域名 (地域内農業集落名)	貝田・山根地区 (貝田集落、山根集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70歳と高齢化が進むなか、主要な水田については令和2年度までに基盤整備が完了し、担い手への集積が進んだ。特に、基盤整備を契機に平成29年に農事組合法人コネクトファーム貝田を設立したが、引き続き主要な地区の担い手として育成していく必要がある。

畑地については、条件の悪い場所から耕作放棄地が増えており利用調整を図る必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:112人(うち50歳代以下16人)、認定農業者(農事組合法人1 個人経営3)

主な作物:水稲、果樹、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地区は、農用地利用改善組合(基盤整備農地)、中山間直接支払集落協定(協定農地)が設置されておりそれぞれが利用調整等を通じ担い手を支援する。農事組合法人コネクトファーム貝田においては、地域を担う若手を育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	118 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	118 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産効率の向上を図るため、用水、農道等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農繁期の人手不足が懸念されるため、シルバー人材センター等の活用を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣アドバイザーの助言をもとに地域による鳥獣害対策の構築等に取り組む。
- ⑤当該地区は、果樹(もも、りんご、サクランボ等)の栽培が盛んであり樹園地の維持を行う。